

第7号議案

中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月1日提出

中間市長 福田 浩

## 中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中第38号を削り、第39号を第38号とし、第40号から第60号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条中「第60号」を「第59号」に改める。

別表第2少年相談センター運営協議会の委員の項を削る。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

中間市特別職職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)            第1条 この条例は、次に掲げる地方公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与等について定めることを目的とする。            (1)～(37) (略)</p> <p><u>(38)</u> (略)</p> <p><u>(39)</u> (略)</p> <p><u>(40)</u> (略)</p> <p><u>(41)</u> (略)</p> <p><u>(42)</u> (略)</p> <p><u>(43)</u> (略)</p> <p><u>(44)</u> (略)</p> <p><u>(45)</u> (略)</p> <p><u>(46)</u> (略)</p> <p><u>(47)</u> (略)</p> <p><u>(48)</u> (略)</p> <p><u>(49)</u> (略)</p> <p><u>(50)</u> (略)</p> <p><u>(51)</u> (略)</p> <p><u>(52)</u> (略)</p> <p><u>(53)</u> (略)</p> <p><u>(54)</u> (略)</p> <p><u>(55)</u> (略)</p>	<p>(目的)            第1条 この条例は、次に掲げる地方公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与等について定めることを目的とする。            (1)～(37) (略)</p> <p><u>(38)</u> <u>中間市少年相談センター運営協議会の委員</u></p> <p><u>(39)</u> (略)</p> <p><u>(40)</u> (略)</p> <p><u>(41)</u> (略)</p> <p><u>(42)</u> (略)</p> <p><u>(43)</u> (略)</p> <p><u>(44)</u> (略)</p> <p><u>(45)</u> (略)</p> <p><u>(46)</u> (略)</p> <p><u>(47)</u> (略)</p> <p><u>(48)</u> (略)</p> <p><u>(49)</u> (略)</p> <p><u>(50)</u> (略)</p> <p><u>(51)</u> (略)</p> <p><u>(52)</u> (略)</p> <p><u>(53)</u> (略)</p> <p><u>(54)</u> (略)</p> <p><u>(55)</u> (略)</p> <p><u>(56)</u> (略)</p>

- (56) (略)
- (57) (略)
- (58) (略)
- (59) (略)

(非常勤職員の報酬)

第6条 第1条第4号から第59号までに掲げる特別職の職員（以下「非常勤職員」という。）には、別表第2の区分により報酬を支給する。

別表第2（第6条関係）

区分	報酬	
	報酬年額	報酬日額
(略)		
児童館運営委員会の委員		4,200円
住居表示審議会の委員		4,200円
(略)		

- (57) (略)
- (58) (略)
- (59) (略)
- (60) (略)

(非常勤職員の報酬)

第6条 第1条第4号から第60号までに掲げる特別職の職員（以下「非常勤職員」という。）には、別表第2の区分により報酬を支給する。

別表第2（第6条関係）

区分	報酬	
	報酬年額	報酬日額
(略)		
児童館運営委員会の委員		4,200円
少年相談センター運営協議会の委員		4,200円
住居表示審議会の委員		4,200円
(略)		